

教 県 第 8 2 6 号
平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の一部改正について（通知）

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」（平成 2 8 年埼玉県条例第 6 8 号）及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」（平成 2 8 年埼玉県教育委員会規則 2 8 号）が、平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日に公布され、別紙 1 及び別紙 2 のとおり平成 2 9 年 1 月 1 日に施行されることになりました。

改正の概要等は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

（1）学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

ア 介護を行う学校職員から申請があった場合、連続 3 年の期間、1 日 2 時間を限度に無給の休暇を承認することができる制度（介護時間）を規定した。

（第 1 2 条、第 1 7 条の 2 及び第 1 8 条関係）

イ 介護を行う学校職員から申請があった場合で、校務の運営に支障がないときは、時間外勤務を免除する制度（介護を行う学校職員に対する時間外勤務の特例措置）を規定した。（第 9 条第 5 項関係）

（2）学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正

ア 介護を行う学校職員の時間外勤務に対する特例措置の手続きについて規定した。（第 6 条の 2 関係）

イ 介護休暇の取得できる期間を拡大し、指定期間について規定した。

（第 1 4 条第 3 項、第 4 項及び第 5 項関係）

ウ 介護時間について、介護休暇との調整など承認の際の取扱いについて規定した。（第 1 4 条第 7 項及び第 1 7 条の 2 関係）

エ その他規定の整備

2 施行期日

平成 2 9 年 1 月 1 日

担 当：県立学校人事課学事担当 鯨井
電 話：0 4 8－8 3 0－6 7 3 5

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「（以下この項）」の下に「及び第五項並びに第十七条の二第一項」を加え、同条に次の一項を加える。

- 5 前項の規定は、要介護者を介護する学校職員について準用する。この場合において、同項中「三歳に満たない子のある学校職員が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある学校職員が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第十二条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第十七条の二 介護時間は、学校職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る前条第二項に規定する期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第十八条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

新

旧

(傍線部分は、改正部分)

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例

第一条(第八条 (略))

(育児又は介護を行う学校職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第九条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項及び第五項並びに第十七条の二第一項において「要介護者」という。)を介護する学校職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員(学校職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして県教育委員会規則で定める者)に該当する場合における当該学校職員を除く。」が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある学校職員が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。)における」とあるのは「深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。)」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある学校職員が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 前項の規定は、要介護者を介護する学校職員について準用する。この場合において、同項中「三歳に満たない子のある学校職員が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある学校職員が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

第九条の二(第十一条 (略))

(休暇の種類等)

第十二条 学校職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、組合休暇、介護休暇及び介護時間とする。

2 年次休暇、病気休暇及び特別休暇については有給とし、組合休暇、介護休暇及び介護時間については、職員の給与に関する条例第十三条第一項(

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例

第一条(第八条 (略))

(育児又は介護を行う学校職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第九条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する学校職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員(学校職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして県教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該学校職員を除く。」が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある学校職員が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。)」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある学校職員が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

4 (略)

(新設)

第九条の二(第十一条 (略))

(休暇の種類等)

第十二条 学校職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、組合休暇及び介護休暇とする。

2 年次休暇、病気休暇及び特別休暇については有給とし、組合休暇及び介護休暇については、職員の給与に関する条例第十三条第一項(学校職員の

新	旧
学校職員の給与に関する条例第十一条において準用する場合も含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、職員の給与に関する条例第十八条第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。 第十三条～第十七条（略） （介護時間） 第十七条の二 介護時間は、学校職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る前条第二項に規定する期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。 （病気休暇、特別休暇、組合休暇、介護休暇及び介護時間の承認） 第十八条 病気休暇、特別休暇（県教育委員会規則で定めるものを除く。）、組合休暇、介護休暇及び介護時間については、県教育委員会規則の定めるところにより、教育委員会の承認を受けなければならない。 第十九条（略）	給与に関する条例第十一条において準用する場合も含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、職員の給与に関する条例第十八条第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。 第十三条～第十七条（略） （新設） （病気休暇、特別休暇、組合休暇及び介護休暇の承認） 第十八条 病気休暇、特別休暇（県教育委員会規則で定めるものを除く。）、組合休暇及び介護休暇については、県教育委員会規則の定めるところにより、教育委員会の承認を受けなければならない。 第十九条（略）

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項第一号中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十八条に規定する学齢児童」を「小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子」に改め、同項第二号中「二週間」を「一週間」に改め、同号ホを次のように改める。

ホ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

第二条の二第一項第二号に次のように加える。

へ 次に掲げる者であつて学校職員と同居しているもの

- (1) 父母の配偶者
- (2) 配偶者の父母の配偶者
- (3) 子の配偶者
- (4) 配偶者の子

第六条の二中「）又は第四項」の下に「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十二条第一項第八号中「この号」の下に「及び第十四条第七項」を加える。

第十四条第三項中「介護休暇の初日から一年間において」を「教育委員会が、学校職員の申出に基づき、」に、「の範囲で」を「を超えない範囲内で指定する期間（次項及び第五項において「指定期間」という。）内において」に改め、同条第五項中「四時間」の下に「（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）」を加え、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

- 4 教育委員会は、学校職員から指定期間の延長又は短縮の申出があつた場合には、当該申出に基づき、延長又は短縮した指定期間を指定するものとする。この場合において、指定期間の延長は、二の期間のそれぞれにつき一回に限るものとする。
- 5 前二項の規定にかかわらず、教育委員会は、第三項の申出に係る期間（以下この項において「申出の期間」という。）又は前項の指定期間の延長の申出があつた場合の延長に係る期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第十七条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間に

ついて指定期間を指定するものとする。

第十七条の次に次の一条を加える。

(介護時間の承認)

第十七条の二 前条の規定は、介護時間の承認について準用する。この場合において、同条中「介護休暇」とあるのは「介護時間」と、「第十七条第一項」とあるのは「第十七条の二第一項」と、同条ただし書中「日又は時間」とあるのは「時間」と読み替えるものとする。

2 介護時間の単位は、三十分とする。

3 介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する二時間（育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲の時間とする。

第十八条第一項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改め、同条第二項中「又は介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第十四条第三項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に介護休暇の承認を受けた学校職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の期間が二の期間を限度とする通算して六月までの間にある学校職員についても適用する。

3 前項の場合において、承認を受けた介護休暇の期間の末日が施行日前である介護休暇に係る改正後の第十四条第三項に規定する指定期間については、当該介護休暇の期間を指定期間とみなし、承認を受けた介護休暇の期間の末日が施行日以後である介護休暇に係る同項に規定する指定期間については、教育委員会は、当該介護休暇の期間の初日から学校職員の申出に基づく施行日以後の日（介護休暇の期間が通算して六月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、施行日（承認を受けた介護休暇の期間の初日が施行日以後の日である場合は、当該介護休暇の期間の初日）から同項の申出において指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）の全期間にわたり学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則第十七条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明

らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、施行日以後の申出の期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

新

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則

第一条・第二条 (略)

(週休日及び勤務時間の割振りの基準等)

第二条の二 条例第四条第一項ただし書の埼玉県教育委員会規則(以下「県教育委員会規則」という。)で定める者は、次に掲げる学校職員とする。

一 小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する学校職員

二 次に掲げる者であつて、負傷、疾病又は老齢により一週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する学校職員

イ 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)

ロ 父母

ハ 子

ニ 配偶者の父母

ホ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ヘ 次に掲げる者であつて学校職員と同居しているもの

(1) 父母の配偶者

(2) 配偶者の父母の配偶者

(3) 子の配偶者

(4) 配偶者の子

2・3 (略)

第二条の三 第六条 (略)

旧

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則

第一条・第二条 (略)

(週休日及び勤務時間の割振りの基準等)

第二条の二 条例第四条第一項ただし書の埼玉県教育委員会規則(以下「県教育委員会規則」という。)で定める者は、次に掲げる学校職員とする。

一 小学校就学の始期に達するまでの子又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十八条に規定する学齢児童を養育する学校職員

二 次に掲げる者であつて、負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものを介護する学校職員

イ 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)

ロ 父母

ハ 子

ニ 配偶者の父母

ホ 次に掲げる者であつて学校職員と同居しているもの

(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2) 父母の配偶者

(3) 配偶者の父母の配偶者

(4) 子の配偶者

(5) 配偶者の子

(新設)

2・3 (略)

第二条の三 第六条 (略)

（育児又は介護を行う学校職員の時間外勤務の制限）

第六条の二 教育委員会は、条例第九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合においては、同条第二項又は第四項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、当該請求をした学校職員に対し通知しなければならない。

2 教育委員会は、条例第九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による請求に係る事由について確認する必要があるときは、当該請求をした学校職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第六条の三 第十一条（略）

（特別休暇）

第十二条 条例第十五条の県教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一 七（略）

八 条例第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号及び第十四条第七項において「要介護者」という。）の介護その他の教育委員会が定める世話を行う学校職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

九 二十四（略）

二・三（略）

第十三条（略）

（介護休暇）

第十四条（略）

2（略）

3 条例第十七条第二項で定める期間は、教育委員会が、学校職員の申出に基づき、三の期間を限度とする通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び第五項において「指定期間」という。）内において必要と

（育児又は介護を行う学校職員の時間外勤務の制限）

第六条の二 教育委員会は、条例第九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定による請求があつた場合においては、同条第二項又は第四項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、当該請求をした学校職員に対し通知しなければならない。

2 教育委員会は、条例第九条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定による請求に係る事由について確認する必要があるときは、当該請求をした学校職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第六条の三 第十一条（略）

（特別休暇）

第十二条 条例第十五条の県教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一 七（略）

八 条例第十七条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の教育委員会が定める世話を行う学校職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）の範囲内の期間

九 二十四（略）

二・三（略）

第十三条（略）

（介護休暇）

第十四条（略）

2（略）

3 条例第十七条第二項で定める期間は、介護休暇の初日から一年間において三の期間を限度とする通算して六月の範囲で必要と認める期間とする。

新	旧
認める期間とする。 4 教育委員会は、学校職員から指定期間の延長又は短縮の申出があつた場合には、当該申出に基づき、延長又は短縮した指定期間を指定するものとする。この場合において、指定期間の延長は、三の期間のそれぞれにつき一回に限るものとする。 5 前二項の規定にかかわらず、教育委員会は、第三項の申出に係る期間（以下この項において「申出の期間」という。）又は前項の指定期間の延長の申出があつた場合の延長に係る期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第十七条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。 6 （略） 7 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。 第十五条～第十七条 （略） （介護時間の承認） 第十七条の二 前条の規定は、介護時間の承認について準用する。この場合において、同条中「介護休暇」とあるのは「介護時間」と、「第十七条第一項」とあるのは「第十七条の二第一項」と、同条ただし書中「日又は時間」とあるのは「時間」と読み替えるものとする。 2 介護時間の単位は、三十分とする。 3 介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する二時間（育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲の時間とする。	（新設） 4 （略） 5 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ四時間の範囲内とする。 （新設） 第十五条～第十七条 （略） （新設）

新	(休暇の承認の決定等) 第十八条 病気休暇、特別休暇、組合休暇、介護休暇及び介護時間の請求があつた場合においては、教育委員会は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った学校職員に対して当該決定を通知するものとする。 2 教育委員会は、病気休暇、特別休暇、組合休暇、介護休暇及び介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。 第十九条・第二十条 (略) 別表 (略)
旧	(休暇の承認の決定等) 第十八条 病気休暇、特別休暇、組合休暇及び介護休暇の請求があつた場合においては、教育委員会は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った学校職員に対して当該決定を通知するものとする。 2 教育委員会は、病気休暇、特別休暇、組合休暇又は介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。 第十九条・第二十条 (略) 別表 (略)

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例、
学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正の概要（抜粋）

以下の1から3までの休暇や制度が、平成29年1月1日から施行されます。

1 介護時間について（新設）

- 要介護者（※1）を介護するために、連続3年の期間、1日2時間を限度に取得できます。
- 始業又は終業の時刻に連続して、30分単位で取得が可能です。
- 要介護者の食事の介助や通所介護施設への送迎などのために利用することができます。
- 同一の要介護者に対して、介護休暇（※2）と期間を連続して取得することも可能です。（無給の休暇です。）

＜取得例＞（勤務開始時刻8：30、勤務終了時刻17：00の場合）

① 2回に分けて取得

8：30	9：00					15：30	17：00
介護時間 30分		勤務		休憩時間 45分		勤務	介護時間 1時間30分

② 1回にまとめて取得

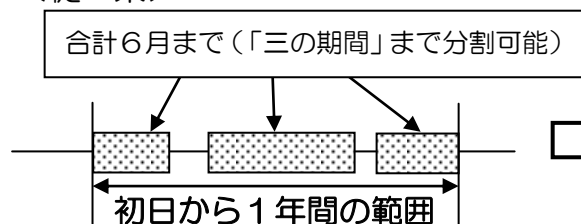
8：30						15：00	17：00
		勤務		休憩時間 45分		勤務	介護時間 2時間

2 介護休暇の期間拡大について（改正）

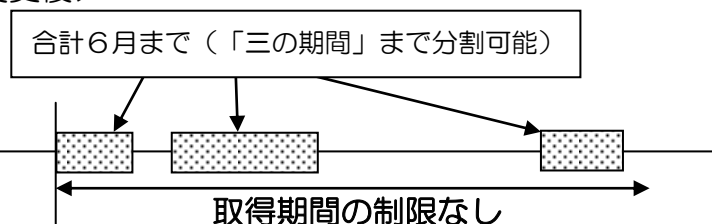
従 来 介護休暇の初日から1年間において「三の期間」を限度とする通算6月まで、介護休暇の取得が可能。

変更後 取得期間の制限なく「三の期間」を限度とする通算6月まで、介護休暇の取得が可能。

＜従 来＞



＜変更後＞



3 介護を行う学校職員に対する時間外勤務の特例措置（新設）

- 要介護者の介護を行っている学校職員が申請した場合、校務の運営に支障がなければ、時間外勤務の制限が認められる制度です。

※1 要介護者…配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹等で、負傷、疾病、老齢により1週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者

※2 介護休暇…要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇のことです。取得単位は1日又は1時間で、1時間を単位とする場合は1日を通じて4時間の範囲内です。勤務しない1時間につき、給与額が減額されます。